

被災家屋等の公費解体制度について

令和2年7月豪雨により損壊した家屋等について、生活環境保全上の支障の除去を図るとともに、被災者の生活再建を支援するため、公費解体制度（公費解体・費用償還（自費解体））に基づき、被災された家屋等について、解体及び撤去の申請や相談を受け付けています。

1 被災家屋等の解体・撤去の制度

被災家屋等の解体・撤去について、公費解体と費用償還（自費解体）の2つの方法があります。

	解体及び撤去の方法	内容
①	公費解体	損壊した被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わり解体及び撤去するもの
②	費用償還 （自費解体）	「公費解体」を待たずに、損壊した被災家屋等を自らの費用負担により解体・撤去した所有者に対し、 <u>市が定める基準額の範囲</u> で、解体・撤去に要した費用を償還するもの

2 対象となる建物

- 被災証明書（市長が発行するものに限る）において、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の認定を受けたもの
- 被災証明書の交付を受け、市の認定調査により「半壊」と同程度以上で、生活環境保全上の支障があり、解体の必要があると認められたもの（事務所、店舗、アパート、空家等）

※基礎部分の撤去については、一定の基準があります。

※カーポート、浄化槽及び便槽は、家屋、事務所等と一体的に解体及び撤去する場合は対象となります。

※敷地等の状況により解体及び撤去ができない場合もあります。

3 対象とならない主な解体・撤去物

①	住宅棟の一部解体やリフォーム	③	地下室、地下貯蔵庫などの地下埋設物
②	門扉、塀、擁壁、立木、庭石等の撤去	④	アスファルト舗装、砂利などの敷設物

4 対象となる方

原則として、家屋等の所有者（個人・中小企業者）です。

- ① 登記事項（建物）全部事項証明書の登記名義人を所有者とします。
- ② 未登記の場合は、固定資産評価証明書（税務課で発行）の納税義務者を所有者とします。
- ③ 中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者及びこれに準ずる公益法人等です。

5 解体・撤去にあたっての主な留意点

- ① 「被災住宅の応急修理」との併用はできません。
- ② 建物内の家財道具等は、解体工事着工までにすべて処分をお願いします。
- ③ 水道、ガスの配管、電気・電話の廃止手続きを解体工事着工までにお願いします。

- ④ 事前に近隣に解体作業の周知をお願いします。
- ⑤ 解体には立会い（原則平日に実施）が必要です（公費解体2回、費用償還（自費解体）1回）。
※ 解体前の準備にあたって、費用が発生した場合には申請者の負担となります

6 申請手続き及び必要書類

申請者本人が申請書等に必要書類を添えて、申請してください。委任状の添付による代理人申請も受け付けます。なお、郵送による申請はできません（やむを得ず来庁ができない場合は、ご相談ください）。

※必要書類については、市のホームページで確認するか、お問い合わせください。

※申請書や同意書・委任状等の各様式は、環境業務課の窓口で配付します。市のホームページからもダウンロードできます。

7 申請受付期間

令和3年2月26日（金）まで（土、日、祝日及び12月29日～1月3日までの期間を除く）

※費用償還（自費解体）については、令和2年11月30日（月）までに解体業者等との契約締結が必要です。

8 受付場所

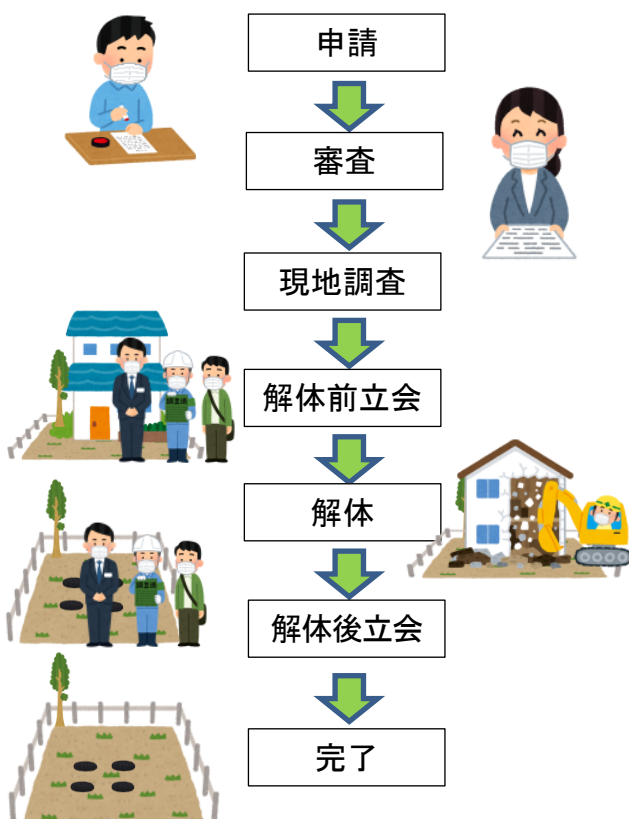
【場 所】 大牟田市役所南別館1階 環境業務課

受付に一定の時間が必要となりますので、必ず電話で事前に予約してください。

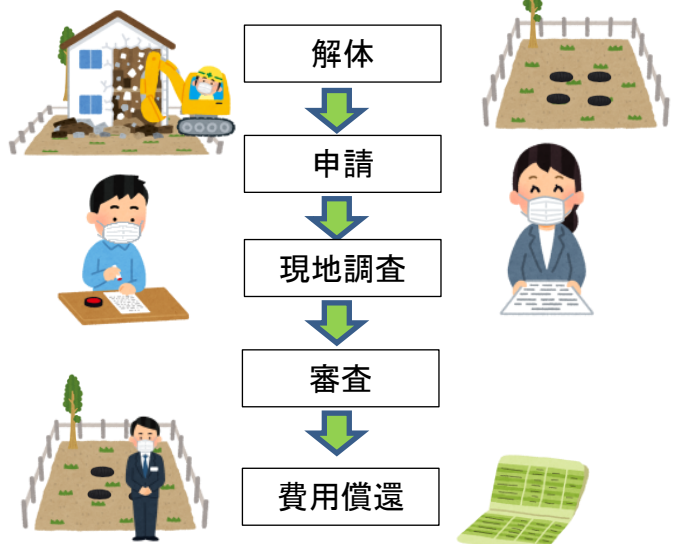
また、事前の相談等についても予約してください。

9 事業の流れ

◇公費解体◇



◇費用償還（自費解体）◇



【問合せ・予約】

環境業務課 公費解体担当

TEL 0944-41-2728